

# 安城市役所本庁舎第10会議室空調機更新修繕

■ 図面目録	
図面番号	図面名称
00	図面目録
01	配置図
02	平面図（3階）
03	平面図（R階）

## 概要

本修繕は、安城市役所本庁舎第10会議室の空調機を更新する修繕である。

本修繕は特記事項以外、次の規定に準拠すること。

- 安城市契約規則及び安城市工事等施工に関する事務取扱要領
- 工事請負契約書
- 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（機械設備工事編）及び「同監理指針」（機械設備工事編）
- 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築設備工事標準図」（機械設備工事編）

## 特記事項

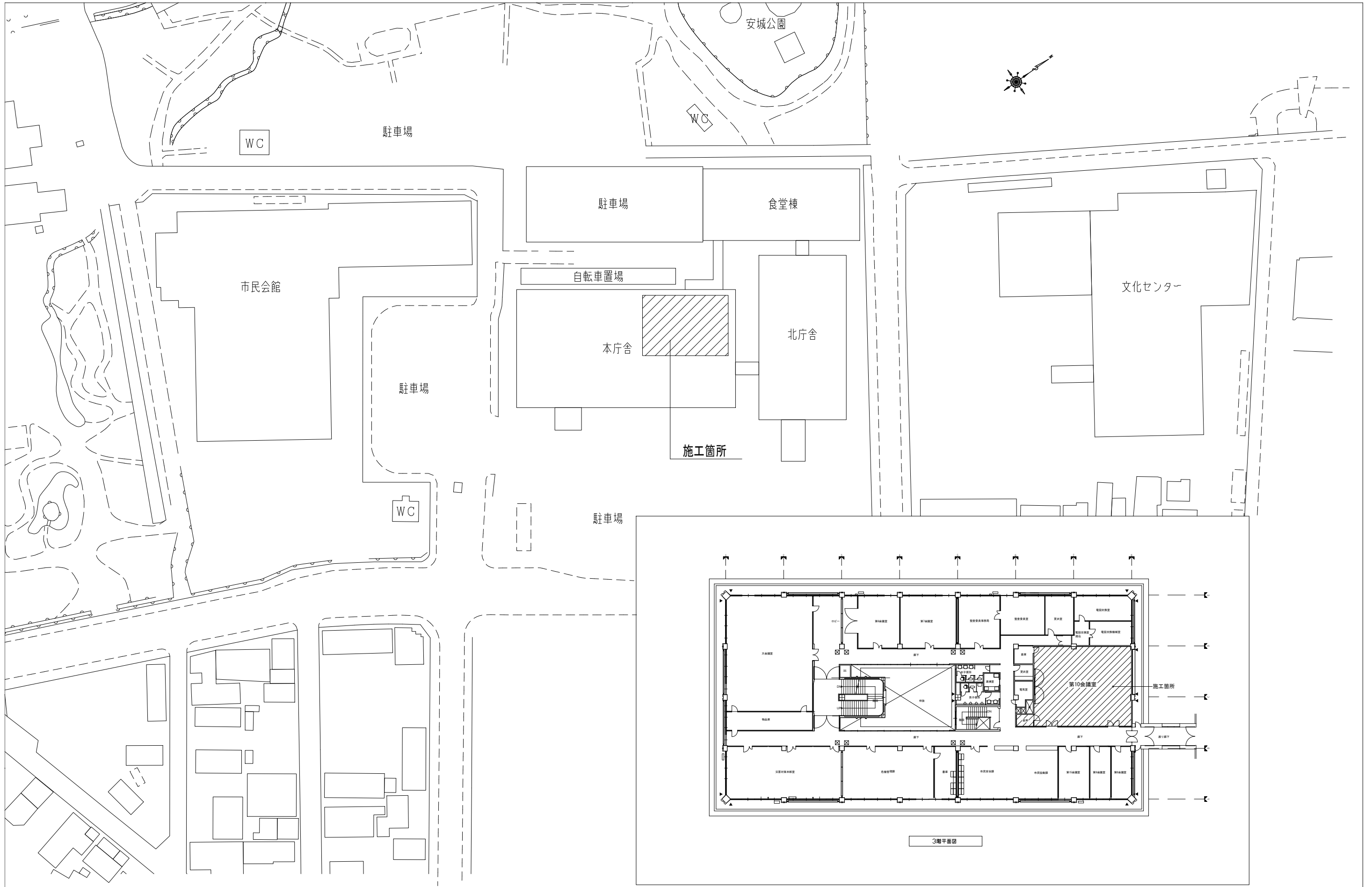
### 1 一般事項

- 修繕の着手、施工、完成に当たり、関係官公庁その他の関係組織への必要な届出手続及び打ち合わせ等を遅滞なく行うこと。
- 修繕の実施にあたっては、運営しながらの施工となるため、利用者に支障のないように仮設計画、安全計画を立てること。
- 現場の保護柵、養生、整理清掃は適切に行うこと。
- 発生材については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」その他関係法令の規定を遵守し適正に処理すること。
- 工事完了時には完成図（AutoCAD LT DWG形式）を作成し、提出すること。
- 工事写真は130万画素を基本とし、着手前、工事中、竣工時に撮影するものとする。

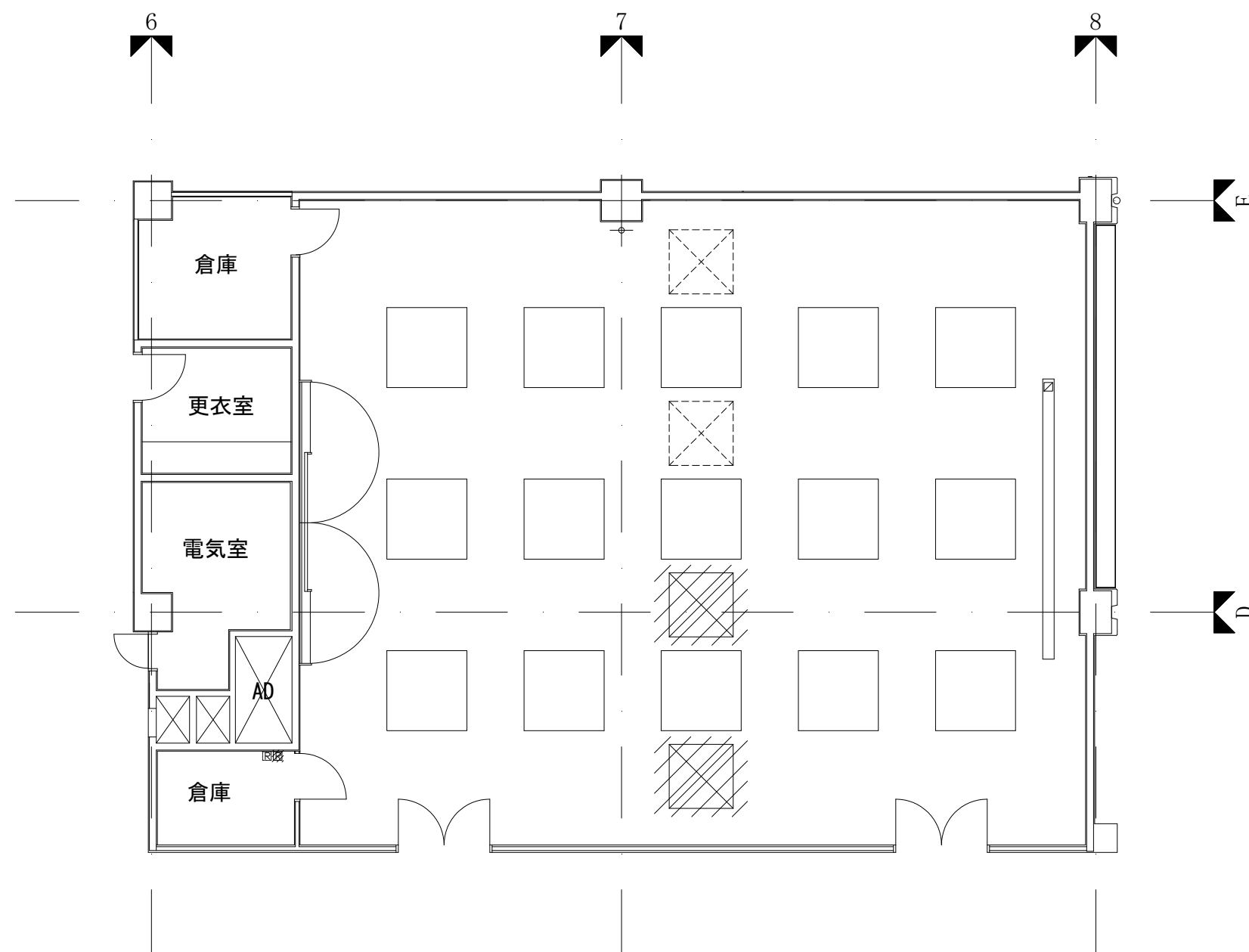
### 2 その他

- 工事中、施設利用者への安全対策は十分に注意すること。
- 工事中の臭い、材料の飛散、騒音等には特に留意して養生を行うこと。
- 敷地内への工事車両進入及び作業開始は、午前8:30以降を基本とすること。
- 大型車の搬出入時は誘導員を配置すること。
- 着手前に納入仕様書等は事前に発注者に提出のうえ承認を受けること。
- 機器更新にあたり、影響範囲を調査し発注者及び施設管理者へ報告をし、施工時期を調整すること。
- 施工前に仮設計画・施工図・工程表を提出のうえ発注者の承認を受けること。


訂正		安城市総務部行政課	工事名	安城市役所本庁舎第10会議室空調機更新修繕	図面名称	図面目録	
			製図	令和6年3月	縮尺	-	図面番号



訂正		<b>安城市総務部行政課</b>	工事名	安城市役所本庁舎第10会議室空調機更新修繕	図面名称	配置図	
			製図	令和6年3月	縮尺	-	図面番号

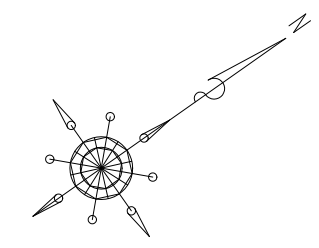
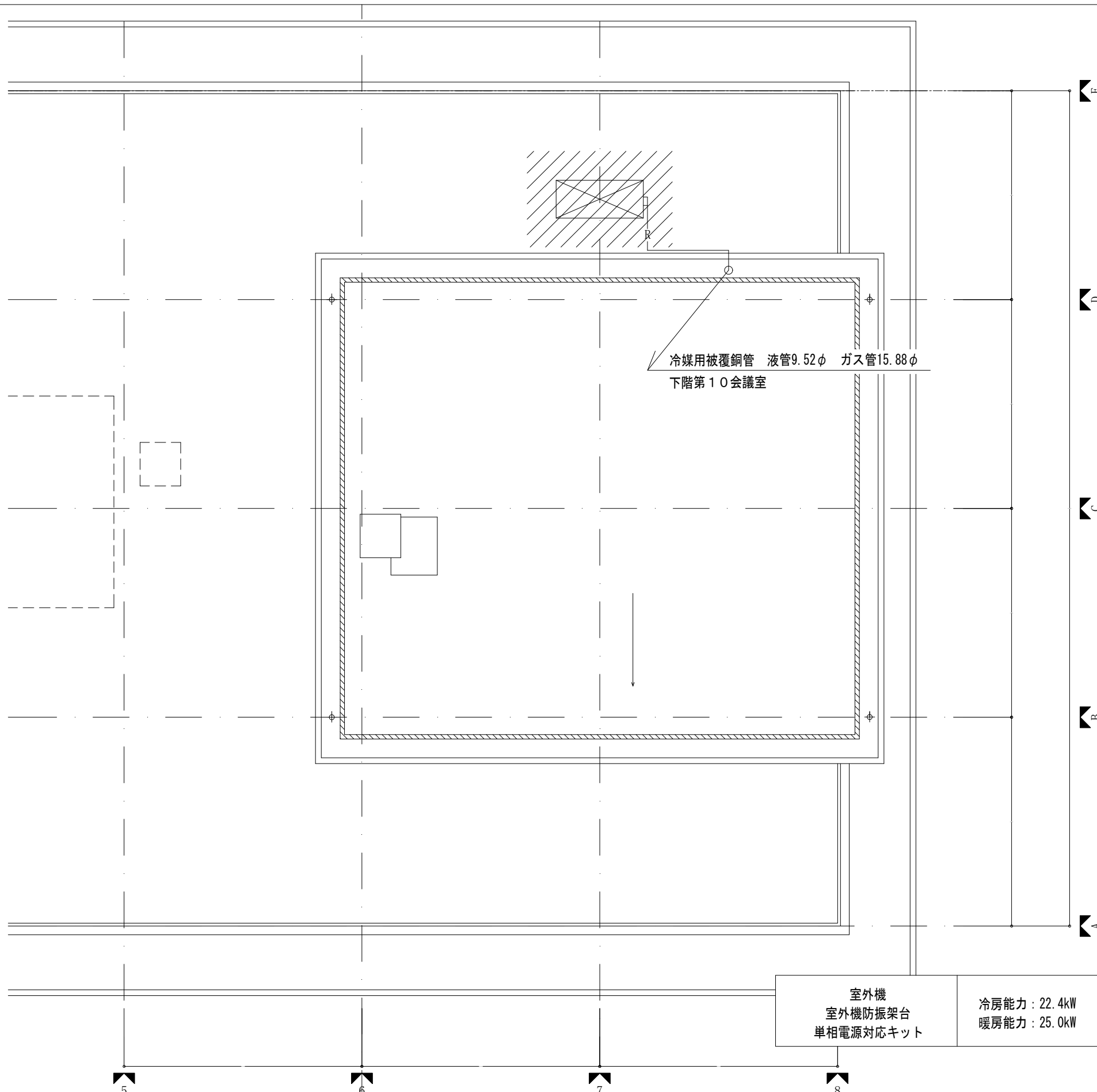


第10会議室平面図 1/100

 **更新対象機器**

- ※1 冷媒管は機器更新に伴い必要なだけ更新とする。
- ※2 機器更新後、試運転調整・試験を行うこと。
- ※3 機器更新に伴う養生を適切に行うこと。
- ※4 撤去した機器は適切に処分を行うこと。
- ※5 露出となる配線はメタルモールにて保護すること。

室内機（天カセ四方向形） オートグリル付	冷房能力：9.0kW 暖房能力：10.0kW	2台	液晶ワイヤードリモコン オートグリル用リモコン
-------------------------	---------------------------	----	----------------------------



**更新対象機器**

- ※1 冷媒管は機器更新に伴い必要なだけ更新とする。
- ※2 機器更新後、試運転調整・試験を行うこと。
- ※3 機器更新に伴う養生を適切に行うこと。
- ※4 撤去した機器は適切に処分を行うこと。
- ※5 冷媒回収再充填を適切に行うこと。
- ※6 回収した冷媒は適切に処分すること。

室外機 室外機防振架台 単相電源対応キット	冷房能力：22.4kW 暖房能力：25.0kW	1台	遠隔監視アダプタ（外付けタイプ） 遠隔監視取付機キット
-----------------------------	----------------------------	----	--------------------------------